

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十三号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 収支等命令者は、前項の規定にかかわらず、別に定める手数料又は使用料を徴収する場合に限り、他の市町の職員又は私人に証紙の消印を押させることができる。

第十条第三項第三号二中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同項第四号中「イからへまで」を「イ及びロ」に改める。様式第二号の裏面中「次に」を「次の2及び3」「ロ」「併与するなど、直接的併しへを」「併しゆの併し併し又は」に改める。

別表の第一号中「、第九十六号の二から第九十六号の四まで」を削り、同表の第二号を次のように改める。

二	佐賀県児童福祉法施行条例（平成二十四年佐賀県条例第二十号）第五条第一項の表第一号の中欄に掲げる手数料（同条第二項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除く。）
---	-----------------------------------------------------------------------------------

別表の第十六号を次のように改める。

十六	佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成二十三年佐賀県条例第三十七号）第四条第一項に定める手数料（同項の表第四号の上欄に掲げる者が納付する手数料を除く。）
----	------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。